RTA 指定スクール開業基準

（2013 年 5 月 1 日改正）

チェック項目

RTA 認定講師の承認を希望する方は以下の RTA 指定スクール開業基準の全てを承諾する必要があります。
確認の上、□にレ点を入れて下さい。

〔RTA 指定スクール開業基準〕

- □ 開業基準1　ロイヤルセラピスト協会賛助会員加入規約に同意し協会員であること。
- □ 開業基準2　日本セラピスト検定機構が開催する「RTA 講師認定検定（講座）」を修了していること。
- □ 開業基準3　ロイヤルセラピスト協会（RTA）の名称を使用して、スクール名（屋号）を表記する場合には、スクール名の前に「指定」を必ず入れること。
- □ 開業基準4　開業する施設（自宅・店舗）に指定スクール専用の固定電話を有していること。（携帯電話、050で始まるIP電話は不可とする）
- □ 開業基準5　スクールの運営（サロンの運営含む）に際して、一般の方からのお問合せの電話に必ず出ること。電話での一声が屋号であること。その場合サービス業としての電話の対応が出来ていること。電話に出る事ができない場合には留守番電話に切り替えること。その場合、固定電話あるいは転送先の携帯電話の留守電は自身の肉声で録音してあること。
- □ 開業基準6　協会からの最新の情報と帳票類を入手する為にパソコンを所有しており、添付ファイルを送受信できる E-mail が使用できる環境にあること。ならびに、最新の帳票類を正しく使用すること。
- □ 開業基準7　第三者（一般の方）からみて、所在地に RTA 指定スクールが存在するという事が看板などで表記されていること。出張専門の場合やご自宅での開業の場合も玄関などに必ず表記すること。
- □ 開業基準8　ロイヤルセラピストウエブの「全国 RTA 指定スクールのご案内」ページ内の指定スクール一覧への掲載を了承すること。
- □ 開業基準9　ホームページ（ブログや mixi、Twitter、Facebook などを含む）＆広告を作成するときには掲載規定を遵守すること。
  - ✧ RTA ロゴや RTA の名称ならびに RTA に登録している屋号や指定スクール代表電話番号を記載したページ内に、RTA 以外の資格講座やサロンメニューを掲載してはならない。
  - ✧ ロイヤルセラピストウエブ内の指定スクール一覧からリンクする、オリジナルホームページには RTA に関すること以外の内容を記載してはならない。
  - ✧ RTA ロゴまたは RTA の名称を記載していないオリジナルのホームページやブログであっても、RTA 認定講師の肩書きを背負っている立場として、責任ある活動と表記を行うこと。
  - ✧ 特定商取引法、不正競争防止法に準じた表記を行うこと。
- □ 開業基準10　認定講師として最新の情報を入手するために、RTA が主催する（リーダー主催含む）セミナーに積極的に参加すること。（1年以上全く参加しない場合は認定講師資格を失うことがあります）
- □ 開業基準11　RTA 講師認定検定修了後、3ヶ月以内に開業すること。

〔セラピスト名を使用する方〕→セラピスト名で指定スクールを開業する方は以下の内容にレ点を入れて下さい。

- □ 使用できるのは「旧姓」or「名前のひらがな」表記のみであること。「名前のひらがな」とは住民登録した漢字名の「ひらがな」表記であり、自由な名前ではありません。
- □ 指定スクール一覧に表記する認定講師名をセラピスト名にすることから、会員登録氏名もセラピスト名に変更すること。（発行済のディプロマの氏名は変更しません）
- □ RTA 賛助会員加入規約、RTA 認定講師規約の署名は住民票の氏名とセラピスト名を記入すること。
- □ ホームページや名刺にはセラピスト名を記載すること。
- □ セラピスト名は RTA の許可なく変更することはできません。

私は貴協会に加入し、RTA 認定講師として活動するにあたり、RTA 指定スクール開業基準を満たしたスクール運営を行う事を約束します。私が上記開業基準を満たしていないと認められた場合や、虚偽の報告があったと認められた場合に、審査の結果、不承認あるいは認定取り消し処分を受けても異議を申し立てません。

ロイヤルセラピスト協会　御中

西暦　　年　　月　　日

住　所

フリ　ガナ
氏　名（住民票の氏名）　　㊞　　（セラピスト名　　）

【RTA8 桁 ID 記入欄　鉛筆不可　太めの黒で記入】